随意契約理由書

案件名: 一級河川 寝屋川 志紀調節池外ポンプ設備更新工事(その3)

本案件は、志紀調節池外において、老朽化したポンプ設備の更新工事を行うものです。

本案件は、「一級河川 寝屋川 志紀調節池外ポンプ設備更新工事」の案件名で令和5年9月26日に公告、10月18日に開札を実施しましたが、予定価格の範囲内の入札がなく、再度の入札(10月23日開札)においても予定価格の範囲内の入札がなかったため、入札が取止めとなりました。また、再度の公告として、「一級河川 寝屋川 志紀調節池外ポンプ設備更新工事(その2)」の案件名で令和6年1月23日に公告、2月14日に開札を実施しましたが、予定価格の範囲内の入札がなく、再度の入札(2月19日開札)においても予定価格の範囲内の入札がなかったため取止めとなったものです。

本工事は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保する工事であるため、早急 に実施する必要があります。

以上より、「これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できない」ことから、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定により、再度の入札参加者に対し見積りを徴取し、予定価格、最低制限価格の範囲内で最も安価な価格を提示したものと随意契約を締結するものです。